

境界を越えた共同研究における研究公正に関するモントリオール宣言

序文 知識の世界的な進歩には、国、学術機関、学術分野、部門の境界を越えた研究協力が重要となる。このような境界を越えた共同研究には、責任ある研究を行う上で特別な課題が伴う。協力を行うパートナー間で、法規制、組織構造や資金調達の様相、研究文化、研修・教育の方法などに大きな違いがある可能性があるからである。従って、こうした違いや、境界を越えた共同研究に伴う可能性のある研究公正上の課題を認識し、対処できることが、このような共同研究に携わる研究者にとって極めて重要である。研究者は「研究公正に関するシンガポール宣言」に定められた職責を遂行しなければならない。加えて、個人および研究機関の両方のレベルで、以下の責任を果たすことが、共同研究に携わる各パートナーにとってとりわけ重要であるとともに、共同研究の公正性を確保する上でも不可欠である。共同研究の公正性の推進は、パートナーを組む全ての個人、研究機関の責任である。

境界を越えた共同研究においてパートナーを組む個人、研究機関の責任

共同研究における一般的な責任

1. **公正性** 共同研究のパートナーは、共同研究全体の信頼性に関する責任を共同で負わなければならない。また、個々の貢献の信頼性に関する責任は、それぞれのパートナーが負わなければならない。
2. **信頼** 共同研究の各パートナーの行動は、他の全てのパートナーの信頼に値するものでなければならない。この水準の信頼を確立・維持する責任を、共同研究の全パートナーが負う。
3. **目的** 共同研究は、人類に恩恵をもたらす知識の進歩を目的として、着手・実施しなければならない。
4. **目標** 共同研究のパートナーは、研究を開始する時点で、研究目標を合意しておかなければならない。研究目標を変更する場合は、全パートナーが協議を行い、合意を形成しなければならない。

共同研究の管理に関わる責任

5. **コミュニケーション** 共同研究のパートナーは、研究に関する完全な相互理解を育むのに十分な頻度で、かつオープンなコミュニケーションを互いに図らなければならない。
6. **合意** 共同研究を左右する重要な合意事項については、共同研究の全パートナーが理解、承認しなければならない。ただし、データや研究結果、その他の研究成果物の共有・公表を不当に、または不必要に制約するような合意は避けなければならない。
7. **法律、政策、規制へのコンプライアンス** 研究協力全体において、適用される全ての法律、政策、規制を遵守しなければならない。研究に適用される法律、政策、規制の間で矛盾や対立がある場合、共同研究のパートナーらは、その矛盾ないし対立への対処方法を速やかに決定しなければならない。
8. **費用および報酬** 共同研究に必要な費用ならびに報酬については、共同研究のパートナー間で公正に分配しなければならない。
9. **透明性** 共同研究の実施、ならびに、その研究結果の公表は、透明性を保ちつつ誠実に行うとともに、既存の合意に基づき、可能な限りの開示性を確保しなければならない。また、研究資金源については、完全に開示しなければならない。

10. **リソース管理** 共同研究のパートナーは、人材、動物、資金等のリソースを責任を持って活用しなければならない。
11. **モニタリング** 共同研究のパートナーは、各研究プロジェクトの進捗のモニタリングを行い、研究の公正性を推進するとともに、研究を適切な期間で完了し、その結果の公表を促進しなければならない。

協力関係における責任

12. **役割および責任** 共同研究のパートナーは、研究の計画、実施、公表段階におけるそれぞれの役割および責任について、相互理解を形成しなければならない。役割および責任を変更する場合は、再度協議を行い、相互理解を形成しなければならない。
13. **慣行および前提** 共同研究のパートナーは、研究に関連する慣行および前提について、オープンに話し合わなければならない。考え方、専門知識、研究手法にばらつきがあったり、慣行、基準、前提に違いがあったりすると、研究の公正性を損なう可能性があるため、オープンに対処しなければならない。
14. **紛争** 個人あるいは研究機関のレベルで紛争や意見の相違、誤解が生じた場合、共同研究のパートナーは、速やかに解決に努めなければならない。
15. **代理権** 共同研究のパートナーは、誰に共同研究の代表者として発言する権限を与えるのかについて、合意を形成しておかなければならない。

研究成果に関わる責任

16. **データ、知的所有権、研究記録** 共同研究のパートナーは、研究を開始する時点で、また必要に応じてその後も随時、データ、知的所有権、研究記録の利用、管理、共有、所有権に関する合意を形成しなければならない。
17. **出版** 共同研究のパートナーは、出版等の公表に関する意思決定をどのように行うかについて、研究を開始する時点で、また必要に応じてその後も随時、合意を形成しなければならない。
18. **著者および謝辞** 共同研究のパートナーは、共同研究の成果物における著者および謝辞の基準について、研究を開始する時点で、また必要に応じてその後も随時、合意を形成しなければならない。共同研究の全パートナー、特に若年層のパートナーについては、その貢献に対し、十分かつ適切に評価しなければならない。出版物等の成果物においては、研究に寄与した全員の貢献に言及しなければならない。
19. **無責任な研究活動への対応** 不正行為等の無責任な研究活動について、参加者から申し立てがあった場合の対応手続を、共同研究全体として定めておかなければならない。いずれかのパートナーによる不正行為等の無責任な研究活動が疑われる場合、あるいは確認された場合、共同研究のパートナーは、速やかに適切な措置を講じなければならない。
20. **説明責任** 共同研究のパートナーは、互いに対して、また資金提供者、その他の関係者に対して、研究実績に関する説明責任を負わなければならない。

「境界を越えた共同研究における研究公正に関するモントリオール宣言」は、2013年5月5～8日にモントリオールで開催された第3回「研究公正に関する世界会議」の一環として作成された、責任ある研究の実施のための国際的な指針である。本宣言は、規制文書ではなく、また、同会議に資金提供または参加した国あるいは組織の公式の政策・方針を表すものでもない。